

## 民間工事標準請負契約約款（甲） 抜粋

平成29年7月25日改定

（履行遅滞及び違約金）

第三十三条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書に別段の定めのない限り、発注者は、受注者に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年十パーセントの割合<sup>※</sup>で計算した額の違約金を請求することができる。

※民間工事標準請負契約約款（乙）では十四・六パーセント以内

（工事又は工期の変更等）

## 第三十一条

5 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加又は変更、不可抗力<sup>※</sup>、関連工事の調整、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

※（不可抗力による損害）

第二十一条 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（有償支給材料を含む。）又は施工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

（請負代金額の変更）

第三十二条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- 一 工事の追加又は変更があったとき
- 二 工期の変更があったとき。
- 七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

（補則）

第三十九条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。